

福井県立大学保健・学生相談センター規程

平成21年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第21条第2項の規定に基づき、保健・学生相談センターの組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 保健・学生相談センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健企画に関すること。
- (2) 健康管理に関すること。
- (3) 健康相談に関すること。
- (4) 生活相談に関すること。
- (5) 修学支援（合理的配慮）に関すること。
- (6) その他、学生生活全般にかかる相談・支援に関すること

(保健・学生相談センター長等)

第3条 保健・学生相談センターに保健・学生相談センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

3 副センター長は、センター長が、関係する学部長等の意見を聴いた上で、医師の資格をもつ教員のうちから指名する。

(保健・学生相談センター運営会議)

第4条 保健・学生相談センターに、保健・学生相談センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、保健・学生相談センターの運営に関する重要事項を審議する。

3 運営会議は、次の構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学部の教員 1人
- (4) 学術教養センターの教員 1人
- (5) 保健管理および学生相談またはその関連分野を専門とする教員 2人以内
- (6) センター長が指名する事務職員 若干名

4 前項第3号および第4号に掲げる構成員は、それぞれ各学部長および学術教養センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

5 第3項第5号に掲げる構成員は、センター長が、関係する学部長等の意見を聴いた上で指名し、学長が任命する。

6 第3項第3号から第5号に掲げる構成員（以下「選出構成員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の選出構成員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

7 選出構成員は、再任されることができる。

8 運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

9 議長は、構成員以外の者を運営会議に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(保健管理室および学生相談室)

第5条 保健・学生相談センターに保健管理室および学生相談室を置く。

2 保健管理室および学生相談室は、運営会議の方針に沿い、保健・学生相談センターの業務を行う。

3 保健管理室および学生相談室は、永平寺キャンパス、小浜キャンパス、あわらキャンパスおよびかつみキャンパスに置き、それぞれ永平寺キャンパス保健管理室および学生相談室、小浜キャンパス保健管理室および学生相談室、あわらキャンパス保健管理室および学生相談室、かつみキャンパス保健管理室および学生相談室という。

4 各保健管理室に保健管理室長、医師の資格を持つ教員または医師、保健師または看護師の資格を持つ事務職員、精神保健カウンセラーその他の職員を置き、各学生相談室にキャンパスソーシャル

ワーカーその他の職員を置く。

5 各保健管理室の室長は、副センター長をもって充てる。

6 キャンパスソーシャルワーカーは、必要に応じ、教員をアドバイザーとして相談支援に関する助言を受けることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、保健・学生相談センターの組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。